

## 介護職員等特定待遇改善に関する職場環境等要件

資質の向上	<p>1、働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援            *資格取得に関する休暇付与            *ケアの質の向上に対する研修受講規定            *階層別に対する専門研修受講計画及び実施</p> <p>2、その他（職種別、職種共通、等級基準における全等級内容の明示）</p>
労働環境 待遇の改善	<p>1、新人介護職員の早期離床防止のための新人指導担当制度導入</p> <p>2、雇用管理改善のための管理者の労働安全衛生法規、休暇休職制度に関わる研修受講による雇用管理改善対策の充実</p> <p>3、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器の導入            *機械浴2種導入</p> <p>4、ミーティング等による職場内マニュアル等の作成による責任の所在の明確化            *定期的なマニュアルの検討実施</p> <p>5、事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の明確化            *事故防止委員会の設置、事故・トラブル防止のための定期研修会実施            *事故・トラブル発生時のマニュアル化及びフロー図の周知徹底</p> <p>6、健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備            *毎年定期健康診断を実施、夜勤従事者については年2回実施</p> <p>7、その他            *育児介護休業規定整備            *有給取得（時間単位有給取得含む）            *ワークライフバランス検討委員会設置</p>
その他	<p>1、介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</p> <p>2、人事制度の確立            *勤務シフトの配慮（従業者の希望に合わせた勤務シフト作成）            *短時間正規職員制度の導入</p> <p>3、非正規職員から正規職員への転換</p>